

V 別 表

R5.7.1 改訂

①定款に掲げる事業名	②助成事業の名称	③助成の対象となる事業	④助成対象団体	⑤助成の対象となる経費の内容	⑥助成金の額及び限度額	⑦推薦団体
地域文化の振興、並びに青少年等の人材育成に関する事業	市民文化団体等活動助成事業	(1) 市民文化団体の活動に関する事業	市民文化団体	①活動成果の発表事業費 ②出版・製作事業費	必要経費の1/3以内 限度額 30万円	・ 地方自治体・教育委員会 ・ (一社)福井県文化協議会または市町文化協議会(協会)
		(2) 各種団体(サークル)活動に関する事業	各種団体(サークル)	①活動成果の発表事業費 ②展示、出版事業費 ③年間活動事業費	必要経費の1/3以内 限度額 10万円	・ 地方自治体・教育委員会
	国際文化交流助成事業	(1) 海外との芸術文化の交流に関する事業	左の事業を行う団体	①芸術文化の交流事業費	必要経費の1/3以内 限度額 30万円	・ 地方自治体・教育委員会 ・ (一社)福井県文化協議会
		(2) 国際文化交流団体の活動に関する事業	左の事業を行う団体	①年間活動事業費 ②国際文化の交流事業費	必要経費の1/3以内 限度額 20万円	・ 地方自治体 ・ 福井県国際交流協会
	文化のまちづくり助成事業	(1) 地域文化の醸成・継承活動に関する事業	左の事業を行う団体	①文化・芸術教室開催事業費 ②まちづくり啓発事業費	必要経費の1/3以内 限度額 30万円	・ 地方自治体・教育委員会 ・ (一社)福井県文化協議会
				③広域的まちづくりのための文化遺産等の研究活動事業費	必要経費の1/3以内 限度額 30万円	・ 福井県教育委員会 ・ 広域行政事務組合
				④記念誌等の出版事業費	必要経費の1/3以内 限度額 20万円	・ 地方自治体・教育委員会 ・ (一社)福井県文化協議会
				①年間活動事業費 ②展示、出版事業費	必要経費の1/3以内 限度額 20万円	・ 地方自治体 ・ 各社会福祉協議会
	ボランティア団体活動助成事業	(1) ボランティア団体等の活動に関する事業	ボランティア団体	①年間活動事業費 ②展示、出版事業費	必要経費の1/3以内 限度額 20万円	・ 地方自治体 ・ 各社会福祉協議会
	市民参加型芸術文化助成事業	(1) 市民芸術文化団体の活動に関する事業	市民芸術文化団体	①公演等の開催事業費	必要経費の1/3以内 限度額 30万円	・ 教育委員会 ・ (一社)福井県文化協議会
	新人芸術家育成事業	(1) 福井県出身・在住の新人芸術家の創作、発表活動に関する事業	左の事業を行う後援団体又は個人	①創作・発表活動の事業費	必要経費の1/3以内 限度額 30万円	・ 在籍大学の責任者又は師事する指導者及び福井県域の関係団体
	郷土の歴史、文化の保存・伝承活動助成事業	(1) 伝統芸能・伝統行事(無形民俗文化財)の保存と後継者の育成に関する事業	無形民俗文化財の保存団体(国、県市町指定)	①保存行事に要する事業費 ②後継者育成事業費	必要経費の1/3以内 限度額 30万円	・ 教育委員会 ・ 福井県無形民俗文化財保護協議会
(2) 郷土史の研究活動及び文化遺産の伝承事業				左の事業を行う団体	①啓発事業費	必要経費の1/3以内 限度額 30万円
	②展示・出版事業費 ③文化遺産の周辺整備事業費 ④運営活動事業費	必要経費の1/3以内 限度額 30万円				
「ふれあい」及び「ゆとり」の創造に関する事業	芸術公演助成事業	(1) 優れた芸術公演、展示の開催に関する事業	左の事業を行う団体	①公演、展示開催事業費	必要経費の1/3以内 限度額 30万円	・ 地方自治体・教育委員会 ・ (一社)福井県文化協議会
	環境保全等地域づくり助成事業	(1) 環境保全実践団体の活動に関する事業	環境保全実践団体	①環境保全啓発事業費 ②環境保全実践事業費	必要経費の1/3以内 限度額 20万円	・ 地方自治体

【特記事項1】 上記⑥「助成金の額及び限度額」欄の「必要経費」とは、当該事業の事業費総額から他団体や自治体からの協賛金・寄附金・助成金・補助金、会員以外から徴収する参加費、入場料、広告収入等及び申請団体の運営維持費(人件費等の日常的経費等)を差し引いた金額です。(助成事業申請書の収支計画を参照下さい)

【特記事項2】 北陸新幹線敦賀延伸開業に伴う地域活性化や誘客増大のための事業については、上記⑥「助成金の額及び限度額」を、必要経費は1/2以内、限度額は記載額に1.5を乗じた金額とします。(適用期間は令和8年度まで)